

況をみると、税額控除の方式を採用する国が多くなっている（ベルギー、イタリア、ドイツ等。米国も、低所得者に対して税額控除の制度あり。）。また、OECD加盟国の例をみると、そもそも税制上の優遇措置を行わずに児童手当に一本化されている国も多い（スウェーデン、オーストラリア等）。さらに、課税単位をどのように扱うかという点についても違いがみられ、日本も含め個別方式（夫と妻に対して個別に課税する方法）で課税されている例が多いが、フランス、ルクセンブルグ、ポルトガルにおいては分割方式（夫と妻の所得を合算して一定の係数で割ったものに対して課税する方法）が採用されている。¹²¹³

3-1-2 保育サービス等の子育て支援施策

保育サービスに係る政策の枠組みを見ると、各国とも基本的には違いはなく、保育所等の施設において行う集団保育、個人が自宅に少人数の子どもを集めて行う家庭的保育、利用者の自宅において（ほとんどの場合一時的な）保育を行うベビーシッター等に分けられるが、このような保育サービスは、歴史的には親が行ってきた子育てを代替するものであるため、公的な保育サービスをどの程度実施するかという政策判断は、その国としての「子育て」の責任に係る考え方を明確に反映したものとなる。スウェーデン等のように、女性の就業率の上昇を所与の前提ととらえた上で、それに伴って生じる問題点を最小化するという考え方の下で、子育てに関する公的な責任分担を明確化し、育児休業を終えた親が利用するだけの保育所等の整備を行っている国もある。ドイツ等の国においては、育児の家庭責任を強調する考え方の下で、育児休業制度は整っていても公的な保育サービスの整備が遅れているなどの状況がみられる。¹⁴

各国の保育サービスの利用児童割合および財政支出の状況の例

国の例	概要
オーストラリア	保育所等の利用児童の割合：31%(0～3歳)／47%(4歳以上) 公的保育に係る財政支出の対GDP比：0.2%
デンマーク	保育所等の利用児童の割合：64%(6か月～2歳)／91%(3歳～5歳) 公的保育に係る財政支出の対GDP比：2.1%
オランダ	保育所等の利用児童の割合：17%(0～3歳)／98%(4歳)／99%(5歳) 公的保育に係る財政支出の対GDP比：0.24%

資料：OECD(2002)p86より抜粋

* 「保育所等」とは、就学前児童の保育を目的とした保育所、幼稚園、保育ママ等を含む。設置主体としては、民間保育サービスも含む。

(保育サービスを利用している児童の割合)

国際的な傾向をみると、EU諸国において3歳以上の就学前児童に係る保育サービス（幼稚園のような就学前教育および民間保育サービスを含む。）の利用率はおおむね6割から7割を超えており、ほぼ100%に近いフランス、ベルギーのような国もある。また、3歳未満の保育サービス利用率をみると、高いところではデンマークで6割を超えているのと比較して、ドイツでは保育サービスを利用している3歳未満の児童は全体の1割、南欧諸国になると5%前後であり、かなり大きな開きがあることがわかる。¹⁵我が国において

は、3歳未満の児童の保育所（*民間保育サービス等を含まない）の利用児童割合は2割未満であるが、3歳以上児童については、幼稚園も含めると8割を超える児童が利用している状況にあり、¹⁶単に数値を比較した結果から見れば、保育サービス利用状況という観点からは、3歳未満児に対する状況が比較的整備されていない状況にはあるが、3歳以上児についてはそれほど遜色無いのではないかと考えられる。¹⁷¹⁸

（児童手当と保育サービス利用の調整：在宅育児手当）

ノルウェーやフィンランド等においては、公的な保育サービスを受けていない世帯に対して、それに代替する現金給付（「在宅育児手当」）が支給されている。これは、公的な保育サービスを受けている世帯と受けていない世帯との間で均衡を図る目的で支給されているものであり、児童手当等の現金給付と保育サービスとしての現物給付の橋渡しをするものと考えられる。国ごとに制度の枠組みに多少の違いはあるが、例えばノルウェーにおける手当支給の下表のとおり行われている。

このような給付については、制度が導入されているフィンランド等においても、公的な保育サービス基盤の整備に対するブレーキになるのではないかと、また、現時点においても育児について多くの部分を担当して

いる女性を家庭に縛り付けることとなるのではないかと、等の指摘もみられ、また、スウェーデンにおいては1994（平成6）年7月に施行されたものの同年12月に廃止されるなど、制度として定着している国はまだ限られているが、上述のような問題点が解決されるのであれば、公的な保育サービスを受けていない専業主婦世帯に対する支援の一手法として参考となるのではないかと考えられる。¹⁹

（例）ノルウェーの在宅育児手当の仕組み（2001年1月現在）

保育所利用時間/週	支給率	支給額/年
0時間	100%	NOK 36,000
8時間まで	80%	NOK 28,800
9～16時間	60%	NOK 21,600
17～24時間	40%	NOK 14,400
25～32時間	20%	NOK 7,200
33時間以上	0	0

（注）1ノルウェー・クローネは約14円。保育所利用時間がゼロの場合には支給月額約42,000円となる。

3-1-3 育児休業制度等

上述のより直接的な子育て支援施策と比較してやや間接的な面があるものの、特に女性の労働力率の高まり等を踏まえ、雇用関連施策も子育て支援に大きな役割を持つものと考えられる。その代表的なものとして、まず育児休業制度について取り扱う。育児休業制度は、もともとは労働市場における男女平等の推進や女性の勤続年数の増加等を趣旨とするものであるが、一定期間は育児を理由とする休業を認め、その後の仕事への復帰を円滑化することによって、仕事と育児の両立を認めることにつながり、子育て支援に資する施策と位置づけることができる。制度が初めて導入されたのは1967（昭和42）年のハンガリーであり、次いで1974（昭和49）年にスウェーデンにおいて導入され、その後各国において制度が広まってきている。日本においては1992（平成4）年に制度が施行されており、米国（1993

(平成5)年)や英国(1999(平成11)年)と比べると導入時期は早い。²⁰

(休業を認められる期間など)

制度的な側面をみても、児童の年齢がおおむね3歳までを育児休業取得の上限としているが、一部の国においてはそれ以降でも取得が認められている。休業を認められる期間については、3か月程度から3年と大きく異なっており、短時間勤務を認めるか分割取得を認めるか等についても国によって対応に違いがみられる。また、育児休業給付を認める条件についても、例えばフランスにおいては受給要件が厳しい(休業前に一定の就業継続を義務づけるなど)が、ドイツ等では雇用上の条件は特段限定されていないなどの違いがみられる。

各国の育児休業制度の例

国の例	概要
スウェーデン (1974年施行)	休業対象期間：子の6歳の誕生日または小学1年終了時までの480日 手当の支給：390日は80%の所得保障、残りの90日は1日当たり定額(60クローナ) 両親の取得：可。80%の所得保障付き休業期間390日のうち、60日は父母の間で譲渡不可。従って、390日すべて利用するには父親も60日取得しなければならない。
ドイツ (1986年施行： 2000年改正)	休業対象期間：子が3歳に達するまで(最後の1年は子が6歳になるまで繰り延べ可能)。 手当の支給：子どもが2歳に達するまで育児手当支給。 両親の取得：可(同時に取得できる) * 2000年改正により、父親の取得促進を目的の一つとして改正。育児手当の支給期間及び育児休業期間も延長。
英国 (1999年施行)	休業対象期間：子どもが5歳に達するまで13週間(無給)。ただし1年につき最大4週間(取得単位は1週間単位)。 手当の支給：無給 両親の取得：可。 * 2003年から有給の父親休暇を導入(子の出生後8週間の間に2週間休暇をとる権利)

資料：内閣府(2003)等に基づき作成。

さらに、特に男性が育児休業を取得することの促進が、育児に係る負担が女性に偏りがちであるという現状では制度の子育て支援への効果を上げるポイントの一つ

であるが、多くの国において女性の取得率の方が依然として高い状況であるものの、北欧諸国を中心として男性の取得を促進する構造的なインセンティブが制度の中に組み入れられているところもある。²¹

(所得保障の水準)

育児休業中の所得保障についても違いがみられる。北欧諸国や日本、イタリアにおいては、育児休業給付の支給月額はおおむね賃金比例で保証しているが、フランス語圏、ドイツ語圏等においては一般的に一律定額の支給となっている。また、南欧諸国(イタリアを除く。)や英語圏では育児休業中の所得保障は行われていない。日本では、所得の40%を保障しており、北欧諸国と比べると低い水準にとどまるが、休業中の社会保険料の負担免除部分等を考慮すると実質的には50%超となっている。²²

(職場復帰の支援)

なお、育児休業終了後の職場への実際の復帰率を見ると、我が国においては女性は88.7%、男性は100%(資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課「女性雇用管理基本

調査」(2002年))であったが、²³各国の状況はまちまちであり、全体の半分以上しか職場復帰していない国もある。この理由としては、休業期間が長いために復帰が困難になること、保育サービスが不足しているために結局家庭内で保育せざるを得なくなること等が指摘されている。特に前者との関連で、育児休業取得後の復職を支援する体制が重要であるが、この点については、例えば、最近の例をみると、ルクセンブルグやイタリアにおいて育児休業等から復帰する前の訓練制度が導入されており、また、オーストリアでは、一定条件下で、労働者が復帰した際の賃金の補助金が企業に対して支給されている。また、後述のオランダの例にみるように、短時間就業など柔軟な働き方ができる雇用環境であるかどうか、育児休業からの復帰が容易になるという点において、仕事と子育ての両立に大きな影響を与えるものであり、育児休業制度と同様に、子育て支援の機能を持つということも言えるであろう。²⁴

3-1-4 その他：柔軟な働き方に向けての取組み

その他、育児休業以外の雇用関連施策として、柔軟な働き方を進めるためのいろいろな取組みが行われている。例えばオランダは、他の西欧諸国と比較しても、多様な働き方の選択や転換が容易である雇用市場で知られており、パート労働を含め、雇用市場が柔軟であるために、育児後の職場復帰・再就職が容易になり、それによって、子どもを生み育てることが容易となる環境が作られているものと考えられる。また、フルタイム労働とパートタイム労働の間での処遇の差が比較的小さいために、人生のライフコースの各時点においてフルタイム労働とパートタイム労働を選択することが比較的容易であることも指摘されている。²⁵オランダにおいては、1982(昭和57)年の「ワッセナー協約」の締結に始まる雇用制度改革において「ワークシェアリング」の考え方に基づくパートタイム就労の拡大(最低賃金基準の統一、労働時間による就業上の差別的な取り扱いの禁止等)を行った結果、男性を含むパートタイム就労の拡大が起こり、育児休業、病児の看護休暇の男性被用者への拡大等とあいまって、両親が家庭内での責任を協働して果たす体制が作られてきた。²⁶

このような制度の浸透が具体的に出生率に対して与える影響が実証的に確認されているものではなく、また、むしろ保育サービスの整備が遅れたために特に女性に関して柔軟な雇用市場が発展してきのではとの指摘もあるが、いずれにせよ、そのような柔軟な雇用市場が子育てをすることによる生活上の制約を除去・軽減することにつながることから、その他の子育て支援策と組み合わせることによって、出生率に対して少なくとも間接的には良い影響を及ぼすのではないかと考えられる。それと比較して、例えば、イタリアの雇用市場は比較的硬直的であり、パートタイムの職があまり無いことによって、上述の公的な保育サービスの整備の遅れとあいまって、働く女性が出産した後で育児を続けることが困難となっており、出生率が低い要因になっているという指摘もみられる。²⁷

3-2 総合的な制度の評価手法

なお、実際に上述の子育て支援施策がどの程度成果を上げてきたかということについては、各国における文化や生活実態、その他様々な社会・経済的要因も関係することから、評価することは非常に難しい。例えば、日本の児童手当の水準については上述のとおり主要欧州各国よりもかなり低い水準に止まっているが、それはもともと各企業における家族手当が定着していたことも要因であるという指摘があるなど、²⁸各家庭に対する支援が総合的にどの程度の水準となっているのかを具体的に把握することは困難である。しかしながら、近似的な方法により比較を行う試みも行われており、例えば、子どもの数などに基づいて幾つかの典型的な家族のタイプ（“Model Family”）を設定した上で、典型的な家族が各国において受け取る家族手当、税制優遇措置等の総額に粗所得（税金等を差し引く前の所得）を加えた額から所得税、社会保険料等を差し引いた額を算出し、粗所得との比率（「所得比率」）を出すことによって、家族に対する経済的援助を包括的に評価することが可能となる。この手法を用いた分析例²⁹によれば、たとえば夫のみが働いて平均的な賃金を得ている家庭で子どもが2人いる場合には、主な欧州諸国と比べて日本における支援の水準は遜色ないと考えられが、子どもが3人以上いる場合や妻も働いていて一定の収入がある家庭に対する支援の水準は諸外国と比較して相対的に低い。もちろん、この手法は世帯類型別の制度的対応の状況について説明するものに過ぎず、生活実感と合わない結果が出てくることもあり得るが、複雑な比較の図式を簡潔にあらわすことが可能となるという点で利点があり、今後ともより詳細なモデルが作られていくことが望まれる。³⁰

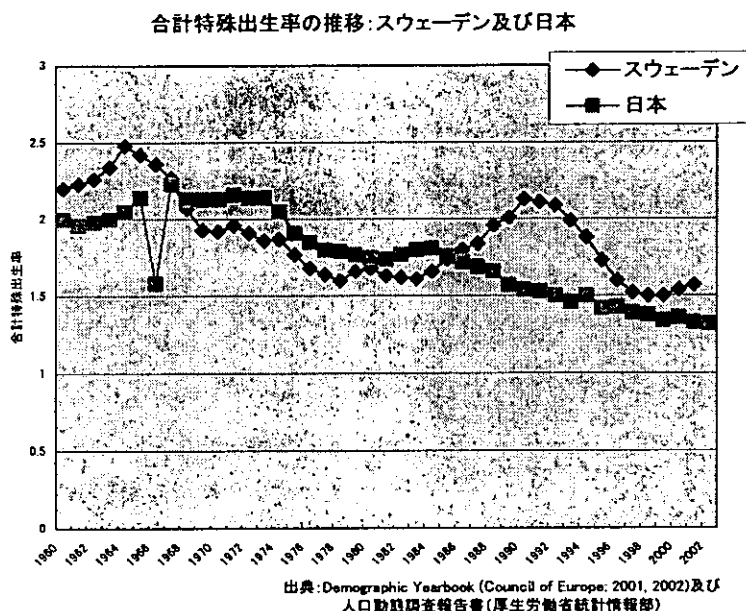
また、制度の評価を行う上で、より大きな観点から、子育て支援に係る制度を維持・運営していく上で公的支出はどの程度行われているのかという点に関する比較を行うという手法もある。例えば、2001年度の機能別社会保障費の中で「家族」給付費は約2兆5,600億円（全体の3.1%）であり、2000（平成12）年度の約2兆2,800億円（全体の2.9%）と比較して伸びているが、「高齢」給付費（2001年度で約39兆円、全体の47.9%）などと比べると大きな違いがあり、これまで、我が国の社会保障制度においては高齢者を重視してきたことがみてとれる。³¹また、OECDのSocial Expenditure Databaseを参考にして国際比較を行うと、日本と米国、英国、ドイツ、フランス及びスウェーデンの5か国の中で最も家族関係の給付費（「家族現金」＋「家族現物」）の割合が高いのはスウェーデンであり、国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）に対する割合は約3.5%となっているが、日本についてはこれまで0.5%未満と、米国と同程度の水準にとどまっていることがわかる。³²

4 各国の状況のケーススタディ

これまでは、子育て支援に係る各制度について各国横断的にその概況を見てきたが、明示的な目標とはされていないにせよ、子育て支援施策が実際に少子化の流れを止める効果が（直接的であるか間接的であるのかを問わず）あるのかどうかというのは多くの国における政策的関心事項となっている。³³特に、欧州各国の中でもこれまでは合計特殊出生率

が低下傾向だったものがごく最近は上昇を続けている国もあり、³⁴それらの国における上昇の要因が何かということ进行分析していくことは重要である。ここでは、特に近年特徴的な動きがあったスウェーデンとドイツについて取り上げ、子育て支援施策の展開と出生率の動きについて分析を試みる。

4-1 スウェーデンの事例



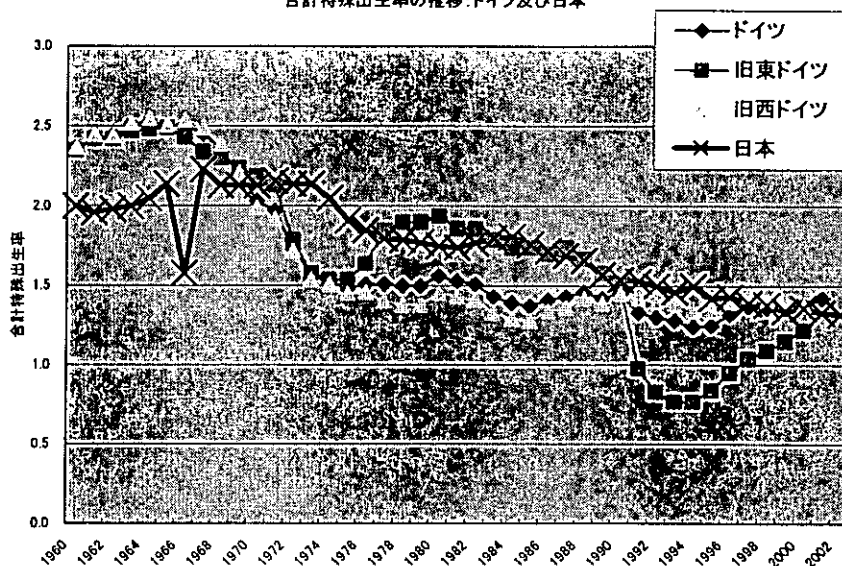
スウェーデンにおいては、1980年代半ばから現在に至るまで、「ジェットコースター」³⁵とも呼ばれる、他の先進諸国と比較しても特徴のある大幅な合計特殊出生率の上下動があった。このような現象が起こった要因としては、まず、保育サービスの拡充や育児休業制度の充実等が主な要因となって 1980

年代半ば以降に合計特殊出生率が上昇し、³⁶特に育児休業給付（「両親保険」）の水準に関して、第2子以降を一定期間内に出産する方が優遇されるように制度改正が行われたことによって短い期間に複数の子どもを出産することにつながり、出生率の向上に寄与したという指摘がある。³⁷それが、1991（平成3）年の経済危機による急激な失業率の上昇、就職難のために学生（一般的に子どもを生むことが少ない）を続ける女性の増加、育児休業給付の水準切り下げ等が悪影響を及ぼし、また、国民全体としても将来に対して悲観的な見方をする傾向が強まったこと等が要因となって低下した可能性もあると指摘されている。³⁸なお、2000（平成12）年以降の合計特殊出生率は再び回復しているが、その要因としては、経済状況・雇用状況の回復、育児休業給付等の拡充、保育サービスの基盤整備等が関係していると指摘されている。³⁹また、例えば児童手当制度において、多子加算制度が1996年以降出生した児童については廃止されていたが、1998年より復活し、2000年、2001年で連続して増額されており、⁴⁰そのような改革も影響を与えている可能性もあるのではないかと考えられる。

4-2 ドイツの事例

旧東独地域においては、1976（昭和51）年以降、当時の社会主義政権下で本格的な出生促進策が行われ、第3子出生による返済免除がある結婚資金貸付制度、出産補助金、有給

合計特殊出生率の推移：ドイツ及び日本



出典：Demographic Yearbook (Council of Europe: 2001, 2002)及び人口動態調査報告書(厚生労働省統計情報部)

産児休暇、保育制度の充実等が実施されたことに対応して、合計特殊出生率は急激に上昇した。しかしながら、1990(平成2)年の東西ドイツの再統一以降は急激に低下しており、1993(平成5)

年には0.77にまでなった。この要因としては、例えば、従来は政府の支援を潤沢に受けつつ仕事をしながら子育てを行うことができる体制だったものが、再統一後に子育て支援の水準が比較的低い西ドイツの体制にあわせられてしまったために母親になることの機会費用が著しく増大したことや、社会体制の激変の中で個人の将来に対する不安感があったことが指摘されている。⁴¹しかし、この旧東ドイツの出生率は少しずつ回復しており、2010年までには旧西ドイツ地域とほぼ変わらない水準にまで回復すると想定されている。⁴²そのような中、ドイツ全体としての出生率も2000年以降反転上昇に転じており、⁴³今後の動きについて注目する必要があると考えられる。

5 全体のまとめと今後の方向性

各国の子育て支援施策の状況を概観したように、諸外国においても、それぞれ社会的・文化的な背景に基づき独自の施策体系を築いてきており、重点を置くポイントもそれぞれ異なっていることがわかる。それらの施策を表面的な効果のみに着目して我が国に個別に取り入れるといったことは、結局は失敗することになりかねず、それぞれの国の社会的・文化的側面に十分に配慮しつつ、我が国においても活用できるものであるかどうかを慎重に見極める必要があるであろう。⁴⁴また、本稿においては分析できなかったが、例えば小児医療の問題や児童虐待への対応等、「次世代育成支援対策」の一貫として子どもが健やかに育つ環境づくりに係る対策はその他にも様々なものがあり、その全体像について国際比較を行うことは上述のとおり困難であるが、少なくとも個別分野ごとに各国の状況を比較する取り組みが今後さらに進められることを望むものである。また、いずれにせよ、全体の状況を概観してもわかるように、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める上で、個々の施策について、これだけやればよいというものではなく、労働政策、福祉政策を含めすべての行いうる手段の組み合わせを行っていくことが必要であり、⁴⁵さらに、直接的な施

策の効果のみではなく、例えばオランダのような柔軟な働き方を視野に入れつつ、労働環境を改革していくことも、間接的には次世代を担う児童の育成に取り組む環境を整備するために有効な施策といえるのではないかと考えられる。その意味でも、上述の「次世代育成支援に関する当面の取組方針」にまとめられた各施策を、「次世代育成支援対策推進法」の枠組みの下で、政府全体で集中的に推進していくことが今後最も重要になってくるであろう。⁴⁶

また、特に家族に関する給付に充てる財源が他の先進諸国と比較してもかなり低い水準に止まっているというのはある意味構造的な問題であり、どの程度の水準が最もふさわしいのかについては社会の総意として決められるべきものではあるものの、少なくとも既存の財源についてより柔軟かつ効率的な配分を行うように制度全体の再編を行うことも視野に入れる必要があるであろう。また、さらにそれを進めて、税財源によってこれ以上の確保をするのが難しい予算状況のある中、社会連帯の考え方の下で一定の保険料（又は目的税）の納付を義務づける仕組みを作って財源を確保することも、具体的にどのような形態がありうるか、社会の総意としてそのような仕組みが受け入れられるのかを含めて様々な問題はありますが、今後検討していくべき課題ではないかと考えられる。⁴⁷

¹ 「次世代育成支援対策」とは、法的には「次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組」と定義されている（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第2条）。

² United Nations (2002) pp10-13。特に、自国の出生率が低すぎると回答した34カ国の中でも10カ国（日本及びフランス、ドイツ、イタリア、スペイン等の欧州各国）がそれを修正することを目的とした施策をとっていないと回答している。特にフランスは、従来は出生促進を明示的に目的として掲げていた代表的な国であったが、United Nations (2002)ではそのような回答は行っていない。また、関連した状況として、フランスの国民感情が変わってきているという指摘もある（国立社会保障・人口問題研究所(2003a)p44）。

³ なお、同時期に立法化された「少子化社会対策基本法」には、政策分野ごとの基本的な施策の在り方について規定されている他、内閣府への「少子化社会対策会議」の設置等政府全体として次世代育成支援対策を進めるための体制についても規定されており、次世代育成支援対策全体に係る基本法と位置づけることが可能であると考えられる。また、同法に基づき、2003年9月10日に第1回の少子化社会対策会議が開催されており、2004（平成16）年5月を目途に大綱が作成されることとなっている。

⁴ 厚生労働省(2002)。

⁵ なお、このようなある意味では迂遠なアプローチは、政策の基本的部分に関して国民の間で議論が分かれるような場合にはまま見られるものであり、例えば臓器移植においては、臓器提供に関する意志決定は個々人の意志決定のみに基づき行われるという観点から、厚生労働省の関連施策は臓器提供の促進を直接の目的とはせず、提供する意志のある者が関連の知識を容易に得るようにしたり、提供意志のある者が提供できないような状況（障害）を排除したりすることが具体的な施策における基本的考え方となっている。これは、個人の意志が尊重される自由主義社会においては当然のことではあるが、その点においては民意を完全に反映する主体ではない行政機関の権限には限界があるということであろう。

⁶ なお、少子化社会対策基本法は（国民の直接の付託を受けた提案と位置づけられる）議員提案の法律であったことから、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項を定めて「少子化に対処するための施策を総合的に推進」することが目的であると明記されてい

るが、国会での議論を経て、最終的には前文に「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」という一文が挿入された。また、政府提案の法律である「次世代育成支援対策推進法」においては、少子化の状況は施策の前提条件としては位置づけられているが、施策によってそれに影響を与えることはそもそも明示的には目的とされていない。

⁷ United Nations(2002)のうち各国の状況について書かれたページを参照。

⁸ 小島他(2002) pp6-14、国立社会保障・人口問題研究所(編)(2002) pp66-69等。

⁹ Social Security Administration(2002)のうち各国の状況について書かれたページを参照。

¹⁰ フランスでは第2子からの支給となっている。

¹¹ Social Security Administration(2002)、European Commission(2002)等。

¹² 分割方式では、夫と妻の収入の差が大きい方が課税上は有利となるので、妻の就業に対する制約となると考えられる。また、フランスでは分割家族課税(いわゆる「N分N乗方式」)が採用されており、3人以上の子どもを持つ親については課税ベースがより小さくなることを通じてより手厚い支援が行われるようになっている。

¹³ 国立社会保障・人口問題研究所(編)(2002) pp25-26、小島他(2002) pp77-81等。

¹⁴ 国立社会保障・人口問題研究所(編)(2002) pp73-102、小島他(2002) pp6-14、OECD(2002) pp79-123等。

¹⁵ OECD(2001) p144。

¹⁶ 次世代育成支援システム研究会(監修)(2003) p74の図表34に基づき計算。

¹⁷ なお、例えばスウェーデンでは1歳まではほとんどの世帯が育児休業を利用するため、ゼロ歳児保育についてはほとんどニーズが無い(竹崎(2002) p70)。保育サービス基盤の整備について論ずる際には、このような保育と育児休業のトレードオフにも留意する必要がある。

¹⁸ また、保育サービスが本当に有効な子育て支援となるためには、労働環境との関係も無視できない。例えば、スウェーデンでは、余程のことがない限りは超過勤務が行われない労働慣行の中で、日本のように夜間保育の必要が少なく、両親の子どもとのつながりが確保されている(藤井(2002) pp219-220)。

¹⁹ 鈴木(編著)(2002) pp97-138。

²⁰ 鈴木(編著)(2002) pp76-78。なお、EUにおいては、1980年代初めには既に育児休業に関する議論が行われていたが、英国の反対によって長い間結論が出ず、やっと1996年に「育児休業に関するEU指令」が出された。英国においては、従来は比較的充実した出産休暇があったが、このEU指令を受けて1999年に初めて育児休業が制度化されたものである(佐藤・武石(2004) pp126-130)。

²¹ 鈴木(編著)(2002) pp78-83、佐藤・武石(2004) p101, pp129-139。また、例えばスウェーデンでは、男女共同参画の考え方をさらに押し進めて、所得保障(80%)がなされる期間の条件として父親(母親)が休暇をとらなければならない期間として割り振られている日数(60日:母親も同じ)を増やして、極端には390日の半分を父親、半分を母親がとることを義務づけるべきという議論もなされており(EOSS(2003) p20)、興味深い。

²² 鈴木(編著)(2002) pp85-87。

²³ 2001.4.1~2002.3.31の期間の状況。前回調査(1999年)より、女性の復職率が6.6ポイント上昇している。

²⁴ 鈴木(編著)(2002) pp90-91。

²⁵ なお、パート労働を含めた多様な働き方を目指した「従来の働き方の見直し」については、厚生労働省(2003) pp140-164を参照。

²⁶ 長坂(2002) pp18-48。

²⁷ Del Boca D.(2002) p6。

²⁸ 埋橋(2000) p109, p118。

²⁹ 小島他(2002) pp81-92。なお、各国のデータは1996年のものを使用し、住居費は除いて算出されている点について注意が必要である。

³⁰ 埋橋(編著)(2003) pp281-287。なお、同 pp288-291においては、家族多様化という視点から再構成した子育て支援策パッケージの比較が行われている。

³¹ 国立社会保障・人口問題研究所(2003b) p4。

- ³² 国立社会保障・人口問題研究所(2003c)。また、より詳細に家族関係給付に係る公的支出等に係る分析を行っているものとして、勝又他(2003)pp37-60。
- ³³ Bagavos and Martin(2001)pp4-5、Sleeboos(2003)pp32-48。
- ³⁴ フランスについては1995年以降反転上昇を始めており、また、スウェーデン及びドイツについても2000年以降上昇している。(Council of Europe (2002, 2003))
- ³⁵ Hoem and Hoem (1996)p1。
- ³⁶ 阿藤(編)(1996)p49。
- ³⁷ 阿藤(編)(1996)pp52-53、Socialdepartementet (2001)p5。
- ³⁸ Socialdepartementet (2001)p22。
- ³⁹ Ibid. p24。
- ⁴⁰ 藤井(2002)pp209-210。
- ⁴¹ 阿藤(編)pp232-236、ヒョーン(1997)pp5-6, pp10-11。
- ⁴² Federal Statistical Office of Germany (2003)p15。
- ⁴³ なお、旧西ドイツ地域の合計特殊出生率については、1996年に一度上昇したが、1997年以降漸減を続けている(Council of Europe (2002))。
- ⁴⁴ 同様の趣旨の主張として、例えば井上(2003)pp2-3。
- ⁴⁵ 例えば、国際長寿センター(2000)pp2-4。
- ⁴⁶ なお、平成16年通常国会に、児童手当法の一部改正案(支給年齢を小学校第3学年修了前にまで延長)、児童福祉法の一部改正案(児童虐待防止対策の充実・強化、小児慢性特定疾患対策事業に対する国庫補助規定の創設等)、育児休業等法の一部改正案(対象者拡大、育児休業期間の延長)等が提出されているが、現時点(2004.3.31時点)においてはまだ可決・成立してはいない。
- ⁴⁷ 次世代育成支援システム研究会(監修)(2003)pp100-110及び鈴木(編著)(2002)pp10-73。

<参考文献>

- 阿藤誠(編)。先進諸国の人口問題-少子化と家族政策-。東京、東京大学出版会、1996、277p。
- 井上誠一。高福祉・高負担国家スウェーデンの分析-21世紀型社会保障のヒント-。東京、中央法規、2003、349p。
- 埋橋孝文。現代福祉国家の国際比較-日本モデルの位置づけと展望-。東京、日本評論社、2000、219p。
- (編著)。比較のなかの福祉国家。京都、ミネルヴァ書房、2003、342p。
- 勝又幸子他。こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究(厚生科学研究事業平成13~14年度総合報告書・平成14年度総括研究報告書)。2003、475p。
- 厚生労働省。少子化対策プラスワン-少子化対策の一層の充実に関する提案-。(2002.9.20:<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/09/h0920-1.html>>を参照。)
- 。平成15年版厚生労働白書。東京、ぎょうせい、2003、528p。
- 国際長寿センター。少子化対策に関する国際比較研究報告書。東京、国際長寿センター、2000、218p。
- 国立社会保障・人口問題研究所(編)。少子社会の子育て支援。東京、国立社会保障・人口問題研究所、2002、330p。
- 。第7回厚生政策セミナー報告書「こども、家族、社会-少子社会の政策選択-」。東京、国立社会保障・人口問題研究所、2003a、119p。
- 。平成13年度社会保障給付費。東京、国立社会保障・人口問題研究所、2003b、39p。
- 。(参考資料)OECD基準による社会支出の国際比較。2003c、3p。
- (<<http://www.ipss.go.jp/Japanese/kyuhuhi-h13/referenceOECD.pdf>>を参照。)
- 小島宏他。先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究(厚生科学研究事業平成11~13年度総合報告書)。2002、501p。
- 佐藤博樹、武石恵美子。男性の育児休業-社員のニーズ、会社のメリット- (中公新書 1738)。

- 東京, 中央公論新社, 2004, 190p.
- 次世代育成支援システム研究会 (監修). 社会連帯による次世代育成支援に向けて-次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書-. 東京, ぎょうせい, 2003, 175p
- 少子化対策推進関係閣僚会議. 次世代育成支援に関する当面の取組方針. (2003. 3. 14 : <<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/0314-1.html>>を参照。)
- 鈴木真理子 (編著). 育児保険構想-社会保障による子育て支援-. 東京, 筒井書房, 2002, 181p.
- 竹崎孜. スウェーデンはなぜ少子国家にならなかったのか. 東京, あけび書房, 2002, 156p.
- シャルロッテ・ヒョーン. ドイツにおける出生率および家族政策-一つから二つ, 二つから一つのドイツの体験-. 人口問題研究. 第53巻第2号, 1997, pp1-17.
- 内閣府. 平成15年版男女共同参画白書. 東京, 財務省印刷局, 2003, 194p. (概要版について, <<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h15/summary/danjyo/html/honpen/index.html>>を参照。)
- 長坂寿久. オランダモデル-制度疲労なき成熟社会-. 東京, 日本経済新聞社, 2002, 239p.
- 藤井威. スウェーデン・スペシャル(I)-高福祉高負担政策の背景と現状-. 東京, 新評論, 2002, 256p.
- Bagavos, C and Martin, C. Low Fertility, Families and Public Policies-Synthesis Report (Annual Seminar, Seville, Spain, 15-16 September 2000). Wien, Austrian Institute for Family Studies, 2001, 30p.
- Council of Europe. Demographic Yearbook 2001 (2002)/Demographic Yearbook 2002 (2003). (<http://www.coe.int/t/e/social_cohesion/population/demographic_year_book/>を参照。)
- Del Boca D.. Low Fertility and Labour Force Participation of Italian Women: Evidence and interpretations (OECD Labour Market and Social Policy Occasional Paper No.61). Paris, OECD, 2002, 26p.
- European Commission. Family Benefits and Family Policies in Europe. 2002. (<http://europa.eu.int/comm/employment_social/missoc/missoc_info_en.htm>を参照。)
- European Observatory on the Social Situation, Demography and Family(EOSS). Key Family Issues in the EU Member States (Summary Reports). 2003, 22p. (<http://europa.eu.int/comm/employment_social/eoss/downloads/kfi_2003_en.pdf>を参照。)
- Federal Statistical Office of Germany. Population of Germany Today and Tomorrow. Wiesbaden, Federal Statistical Office, 2003, 51p.
- Hoem, B. and Hoem, J.M. Sweden's Family Policies and Roller-coaster Fertility. 人口問題研究. 第52巻第3・4号, 1996, pp1-22.
- OECD. Employment Outlook 2001. Paris, OECD, 2001, 284p.
- . Babies and Bosses: Reconciling work and family life(Volume 1). Paris, OECD, 2002, 237p.
- Socialdepartementet (Sweden). Focus on fertility: from a population policy to a childfriendly society (Summary of Report Ds. 2001:57). Stockholm, Socialdepartementet (Sweden), 2001, 25p.
- Social Security Administration (USA). Social Security Programs Throughout the World: Europe, 2002. 2002. (<<http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2002-2003/europe/index.html>>を参照。)
- Sleebos, J.E. Low Fertility Rated in OECD Countries: Facts and Policy Responses (OECD Social, Employment and Migration Papers No.15). Paris, OECD, 2003, 62p.
- United Nations. National Population Policies 2001. New York, United Nations, 2002, p425.

3. 研究協力者報告

成人子への育児支援からみた世代間関係*

千年よしみ

(国立社会保障・人口問題研究所)

1. はじめに

1989年の合計特殊出生率は1966年の1.58を下回り、人口動態統計史上最低を記録した。以来、少子高齢化は現代日本社会が直面する最も重要な社会政策上の論点の一つとなっている。少子化対策として、政府は育児休業の導入や保育所の整備など、次々と育児支援策を打ち出している。しかし、現実には7割もの女性が第一子出産時に退職しており（国立社会保障・人口問題研究所 2000）、育児休業や保育所などの公的な育児支援を利用できる女性は少ない。しかも育児休業を利用できるのは、大規模企業に常勤する正社員など一部の恵まれた女性のみである。また、たとえ育児休業を取得出来ても、復帰後は保育所にすぐ入所できるとは限らず、待機状態に置かれることも大都市圏では珍しいことではない。公的な育児支援は未だ整備途上にあると言わざるを得ず、女性が家事と子育て、仕事と子育てを両立するには、私的な支援に頼らざるを得ないのが現実である。

日本においては、しばしば母親の周囲に位置する身近な親族により、私的な育児支援が行われてきた。中でも、親世代が子世代に対して行う育児支援の役割は大きい。国立社会保障・人口問題研究所が1998年に実施した第二回家庭動向調査の結果を見ると、「出産や育児で困った時の相談相手」、「平日の昼間、第一子が一歳になるまでの世話」、「第二子出産時の第一子の世話」、「第一子出産時の妻の世話」、「第二子出産時の第一子の世話」、「妻が働きに出る時のこどもの世話」の6項目について、回答者である妻が最も重要な援助提供者として挙げたのは、親であった。妻が最も重要な育児サポート提供者として夫を挙げたのは、「妻が病気時のこどもの世話」と「妻が看護をする時のこどもの世話」の2項目のみである。

ライフコース中期において親から成人子へ与えられる支援関係については、これまでも幾つかの蓄積がある（白波瀬 2000, 2001, 小野寺 1999）。しかし、それらは家事・育児を含む世話全般を分析対象としており、支援関係を子育てに絞った研究は少ない。また、これまでは支援を提供する親から見た分析が中心であった。そのため、どのような属性を持つ親が成人子に支援を提供するのか、という親側の情報についてはきめ細かく検討することが可能であった。しかし、支援を受ける成人子から見た分析が欠けているため、どのような属性を持ち、どのような状況にある成人子が親からの支援を受けやすいのか、という点については、まだまだ不明な点が多い。特に、支援を受ける妻の配偶者の育児への関わり具合が、どのように親の成人子に対する支援に影響しているのか、という点については、

* 本稿は厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業「社会保障における少子化対策の位置づけに関する研究」（主任研究者：勝又幸子、平成15年度～平成16年度）の一環として行われたものである。

強い関連性を指摘されながらも（小野寺 1999）、実証的な分析は行われていない。誰が育児支援を受けやすい状況にあり、誰が受けがたい状況にあるのかを探ることは、今後の育児支援策を策定する上でも、重要な基礎資料となろう。

本稿は、1993年に実施された「第一回全国家庭動向調査」の個票に依拠して、現代日本社会における親世代から子世代への育児支援を、サポートを受ける子世代の状況に焦点を当てて分析することを目的とする。

2. 育児サポート資源としての親世代と配偶者

親世代は育児サポート資源として以前から大きな役割を担ってきている。しかし、近年においては人口構造や社会構造の変化により、育児サポート資源としての機能がますますこの世代に集中する傾向にある（人口問題研究所 1995）。その理由として第一に挙げられるのは、長寿化である。30歳代の妻から見て、夫妻それぞれの母親が生存している割合は、いずれもほぼ90%を超している（国立社会保障・人口問題研究所 2000）。40歳代前半の妻からみて、自分、あるいは夫、どちらかの母親が生存している割合も100%近い（国立社会保障・人口問題研究所 2000）。また、女性の平均寿命の方が男性よりも長いため、妻から見た母親の方が父親よりも生存している割合が高い。例えば40歳代後半の妻において、自分の父親が生存している割合は45%であるが、自分の母親が生存している割合は73%である（国立社会保障・人口問題研究所 2000）。育児支援提供者の多くが母親であることを考えれば（人口問題研究所 1995）、女性の長寿化は育児サポート資源としての母の役割を増大させることになる。

二つ目の理由は、少子化である。一人の女性が一生の間に産むこどもの数が減少した今日、祖父母一人あたりの孫の数も減少しているのは、ほぼ確実であろう。妻から見た兄弟姉妹数も少ないため、育児サポート資源としての親が他の兄弟姉妹の支援にまわってしまう、というリスクも減少する。白波瀬は、少子化により親世代からの成人子一人あたりの支援が高まる傾向にあることを指摘している（2000）。これは逆に、兄弟姉妹からの育児サポートを期待できなくなる事にも通じる。現に若年世代になるほど、兄弟姉妹からの子育て支援が減少し、親からのサポートに頼る傾向が強くなっている（人口問題研究所 1995）。

三つ目に、女性がこどもを産み終えるタイミングが変化したことが挙げられる。例えば1925年時点では、全出生数の6.8%が40-49歳の母親によるものであったが、2001年時点で同年齢グループの出生数が全出生数に占める割合は、1.3%に過ぎない（国立社会保障・人口問題研究所 2003）。つまり、現代の祖父母世代は以前の祖父母世代と比べると、孫が誕生した時点で自分達の子育ては終了している割合が高くなっている。従って、孫に対する育児援助が行われやすい状況にある。その他にも祖父母世代が育児サポート資源として重要な役割を担うようになった背景として、社会保障制度に支えられたこの世代の経済力や時間的余裕、健康程度が挙げられるだろう。

これまでの親と成人子の支援関係に関する研究は、成人子から高齢になった親への支援といったライフステージ後半部分に発生する関係に議論が集中している。また、増大する

若年層の晩婚化への関心から、親から未婚成人子への支援といったライフステージ中期に発生する関係にも研究対象が広がる傾向にある（宮本他 1997）。しかし、育児をめぐる親世代と子世代の関係に関する実証研究は、まだ端緒についたばかりである。これまでの研究においては、もっぱら親世代と子世代の居住形態（同居か別居か）に注目し、同別居による就業率の違いから、親世代の育児支援効果が議論されてきた。例えば、両親との同居は、出生数や妻の正規雇用の確率を高めることが、多くの実証研究から確認されている（森田 2002 仙田 2002 藤野 2002 丸山 2001）。また、新谷（1998）の研究によると、同別居にかかわらず、親から育児支援を受けることは、既婚女性の産後の就業を高めている。

これまでの研究から得られた知見によると、主要な育児サポート資源となっているのは、夫方よりも妻方の親である。特に妻方の母親は、日常的に多くの育児に係わる援助を提供していることが指摘されており、中でも育児に関わる相談や助言等の情緒面における子育ての重要な支え手となっている（湯沢 1994, 人口問題研究所 1995）。それでは、どのような特徴を持つ母親が子へ育児支援を行っているのだろうか？成人子の世話的支援を行う可能性の高い親の条件として、時間的・経済的余裕（小野寺 1999）、母親の就業状況（白波瀬 2001）が支援の有無に関係していることが判明している。いわば、母親の育児サポート力が支援の有無、程度に影響を与えているとも言える。他にも母親の持つ成人子への支援に関する規範（白波瀬 2001）、母親自身の過去の就業経験（小野寺 1999）、親子間の距離（白波瀬 2001）も関係していることが指摘されている。しかし時間的・経済的余裕以前の問題として、親の健康状況も考慮に入れる必要があるだろう。育児支援は極めて体力を要するケアであるため、親が健康であるかどうかは、子が親へ支援を求めるに際して、大きな前提条件となるであろう。

また、子の支援ニーズも親からの支援を左右する大きな要素であろう。白波瀬（2000, 2001）の研究によると、成人子の属性が親自身の属性よりも、世話的援助を受ける上で大きな効果を持つという。白波瀬の分析結果で、息子よりも娘、未婚子より既婚子に多くの世話的支援が親からなされているのも、一般に娘、既婚子の方が子育てに対するニーズが大きいため、と考えられる。妻の年齢と親からの育児支援の関係に関しては、黒田が分析を試みている（2000）。これによると、妻の年齢が若いほど、親からの育児支援が多くなっていることが指摘されている。妻の年齢が若いほど子どもが小さく手がかかり、育児支援に対するニーズが高いためと解釈できる。妻の学歴と親からの支援の関係では、妻の学歴が高くなるほど、経済的援助を受ける割合が減り、育児の世話や家事手伝い等の世話的支援を受ける割合が高くなっている（黒田 2000）。反対に、妻の学歴が低くなるほど、経済的援助を受ける割合が高まる傾向が見られる（黒田 2000）。黒田（2000）の分析は、クロス集計から見た傾向であり、これは、高学歴の女性ほど就業継続率が高く（丸山 2001）、賃金も高くなる傾向にあることから、学歴の高い妻ほど世話的支援を経済的支援よりも必要としているため、とも考えられる。妻の就業状況と親からの支援の関係では、一般に妻が就業し、子どもの世話ができにくい状況にあるほど、育児ニーズが高まると予測できる。特に就業する妻にとって、急な子どもの病気など、突発的なケアに係わる育児ニーズ

は大きいであろう。以上のことから、母親が就業しているほど、育児ニーズが高いと考えられるが、先行研究からは予測と異なる結果が報告されている。小野寺（1999）の調査によると、就業する妻よりも専業主婦の方が多くの支援を親から受けており、ケアの内容にもよると思われるが、妻の就業と親からの育児支援の関係については、まだ不明な点が多い。また、先行研究では分析が行われていないが、育児ニーズを高める要素として、こどもの数や末子の年齢も考えられる。こどもの数が多いほど、そして一番下のこどもの年齢が低いほど、育児ニーズは高まるであろう。

以上、これまでの研究から得られた知見を整理すると、親から子への育児支援は、（１）親の育児サポート力、（２）親子間の距離、（３）妻の育児支援ニーズ、に規定されると考えることができる。本稿では、更に（４）配偶者である夫の育児サポート力を分析の枠組みに加える。親との同居が減少している今日、育児を行う上で最も手っ取り早く支援を期待できるのは、配偶者であろう。しかし、しばしば指摘されているように、日本の男性、特にこどもがまだ小さいと思われる 30 代男性の労働時間の長さは群を抜いており（総務省統計局 2002）、平日は育児を積極的に行おうにも、こどもが起きている時間に帰宅できないのが普通である。その点、自営業や家業に従事している男性は、職場と家の距離が近く、比較的時間的な融通がきくため、より多く育児に関わることが可能になると考えられる。しかし、たとえ育児に関わることが時間的には可能であったとしても、実際に配偶者が育児に全く関わらなければ、育児サポート源としての役割は期待できない。配偶者の育児の関わり具合が、どの程度親へ育児支援を求める可能性に関係しているかを探るには、夫の時間的余裕を計る尺度の他に、実際の育児参加程度を計る尺度も必要になる。幸い、本分析で使用する第一回家庭動向調査では、配偶者の帰宅時間、育児参加程度を設問に加えており、配偶者の育児支援にまつわる仮説を検証するのに適している。以上の知見を踏まえ、本稿では、妻が親へ育児サポートを求める確率に影響を与える要因として、以下の仮説を検討する。

（親の育児サポート力）

仮説 1： 親の加齢は、子が親へ支援を求める確率を低める

仮説 2： 親の健康状態が良好であることは、子が親へ支援を求める確率を高める

仮説 3： 親が単身や親夫婦のみで居住していることは、子が親へ支援を求める確率を高める

仮説 4： 親のもつこども数（即ち、子の兄弟姉妹数）が多いことは、子が親へ支援を求める確率を低める

（親子間の距離）

仮説 5： 親子間の距離が遠い状態にあることは、子が親へ支援を求める確率を低める

（子の育児ニーズ）

仮説 6： 子の年齢が上がることは、子が親へ支援を求める確率を低める

仮説 7： 子が常勤状態にあることは、子が親へ支援を求める確率を高める

仮説 8 : 子のこども数が多いことは、が親へ支援を求める確率を高める

仮説 9 : 子の持つ末子の年齢が低いことは、子が親へ支援を求める確率を高める
(配偶者の育児サポート力)

仮説 10 : 配偶者の育児への関わり具合が高いことは、子が親へ支援を求める確率を低める

仮説 11 : 配偶者が常勤していることは、子が親へ支援を求める確率を高める

仮説 12 : 配偶者の帰宅時間が遅いことは、子が親へ支援を求める確率を高める

2. データと変数

本稿で用いるデータは、旧人口問題研究所¹によって 1993 年に実施された「第一回全国家庭動向調査」の個票である。この調査は、人口構造の変化に伴う家庭機能の変化を把握するために設計され、出産、育児環境、介護状況、家族機能に係わる意識などの項目が豊富に含まれている。調査対象者は、全国全ての世帯の有配偶女性である²。本稿は、親世代からの子世代に対する育児支援に焦点を合わせているため、再生産年齢にあたる 49 歳までの有配偶女性でこどもを持ち、且つ、実母または義母（夫の母）のうち少なくともどちらか一人が生存している女性を対象に分析を行う。

第一回全国家庭動向調査では、現在あるいは過去における育児経験の中で、「誰に育児支援を求めたか」を 9 つの項目にわたって質問している。それらの項目の中でこどもの世話に関わる設問は、(1) 出産や育児で困った時の相談相手、(2) 第一子出産時の妻の世話、(3) 平日の昼間、第一子が一歳になるまでの世話、(4) 第二子出産時の第一子の世話、(5) 妻が病気をした時のこどもの世話、(6) 妻が家族の看護や介護で手が離せない時のこどもの世話、(7) 妻が働きに出ている時のこどもの世話、の 7 項目である。設問では、これらの項目それぞれについて、主たる援助者と従たる援助者の二名を選択肢の中から選んで答えさせている³。本稿ではサンプル数を確保するため、最も援助を受けた第一支援者に絞って分析を進める。しかし、項目 (4) と (7) は、サンプルがこども数 2 人以上の者、就業している者に限定されるため、本分析から除いた。また、(6) のケースは、未経験者が多かったため、これも分析から除外した。

この分析で注意しなくてはならないのは、回答者が必ずしも調査時点において、育児支援を求めている状況にあるとは限らないことである。というのも、設問では過去の経験についても回答可としているからである。データの制約上、独立変数には現在の状況を用いざるを得ないが、本来は育児支援を受けている時点での状況が把握されることが望ましい。

支援者の選択肢は 22 項目⁴に細かく分類されているが、研究の目的上、妻の親、夫の親

¹ 現在の国立社会保障・人口問題研究所

² 有配偶女性（妻）がいない世帯においては、世帯主が対象者となっている。

³ 相談に関する設問では、第一優先者から第四優先者まで、4 人を挙げさせている。

⁴ 22 の項目は以下の通り：(1)経験がない、(2)妻、(3)夫、(4)同居している（いた）妻の親、(5)別居している（いた）妻の親、(6)同居している（いた）夫の親、(7)別居している（いた）夫の親、(8)妻の姉妹（義理を含む）、(9)夫の姉妹（義理を含む）、(10)その他の親族、(11)近所の人、(12)職場の同僚・友人、(13)

に絞って分析を進める。分析の従属変数となる親からの支援の有無は、4つの支援項目を総合し、親からの支援を受けた項目が一つでもあった場合、「親からの支援有り」(=1)とし、全く無かった場合、「親からの支援無し」(=0)とした。最も優先的に支援を頼む相手が妻側の親とされていた場合、実際に支援を行った親は「母親」と仮定し、独立変数として投入する親の属性は妻側の母親の属性を用いた。逆に夫側の親が選択されていた場合、夫側の母親の属性を独立変数に用いた。また、妻側と夫側の両親が同数選択されていた場合、妻側の属性を独立変数に用いた。「母親」を支援者と仮定したのは、過去の研究から育児支援にまつわる母と娘の強い協力関係が確認されているためである(白波瀬、西岡)。妻側、夫側、どちらの親も最も支援を求める相手に選択されていないケース(即ち、従属変数が0の場合)についても、支援を提供する母親の属性として、妻側の母親の属性を用いた。

独立変数として投入するのは、上記の仮説の枠組みとなる、母親の育児サポート力に関わる変数、親子間の距離、支援を受ける妻の育児ニーズに関わる変数、そしてその配偶者の育児サポート力に係わる変数である。先行研究で明らかにされたように、親の育児サポート力が高いことは、子が親へサポートを求めることに寄与すると考えられる。母親の育児サポート力を計る変数として、母親の年齢、健康状態、居住形態、子ども数(即ち、成人子の兄弟姉妹数)を独立変数として投入した。子から母への支援の求めは、母親が高齢になるほど、減少すると予想される。年齢は連続変数として投入する。母親の健康状態については、母親が健康であれば支援を求めやすく、健康状態が悪ければ求めにくくなるであろう。そこで健康状態は、持病があったり、寝たり起きたりの状況にある場合を基準とし(=0)、良好である場合には1とした。

親の時間的余裕を計る尺度として母の居住形態と子ども数を用いる。母親の居住形態については、母親が単身で居住しているか、夫婦のみで居住している場合には、支援を求めやすいが、妻本人の兄弟姉妹、特に既婚の兄弟姉妹と同居している場合には、支援を求めにくいであろう。親が施設などに入所している場合、最も支援を求めにくい状況にあると考えられる。そこで、居住形態は、単身・夫婦のみで生活している場合を基準とし、妻または配偶者の兄弟姉妹と同居、施設その他に入所、の三つのダミー変数として投入した。時間的余裕を計る尺度として、更に母の子ども数(妻の兄弟姉妹合計数)を投入する。妻の兄弟姉妹数が多いことは、育児資源としての母の支援が他の成人子からも期待されることにつながる。従って、母の子ども数が増えることは、子が母へ支援を求める可能性を低める。経済力を計る最も一般的な尺度は、所得であろう。しかしデータの制約上、親の経済力を計る変数を投入することは、この分析では出来なかった⁵。また、親との物理的距離が近いことは、親子間の交流、移動を容易にし、支援を高めることにつながるであろう。

子供を介して知り合った人(親)、(14)職場以外の友人(13以外)、(15)地域のボランティア、(16)保育所(保母)、(17)家政婦など有料で世話をしてくれる人、(18)有料の一時預かり施設、(19)病院(医師)、(20)保健所(保健婦)、(21)書物、雑誌、ラジオ、テレビなど、(22)相談するところ(人)がいない(いなかった)。

⁵ 第一回家庭動向調査では、親の収入に関する設問が設けられていない。

親子間の距離も、ダミー変数として投入した。カテゴリーは、15分以内を基準とし、15-30分以内、1時間以内、1-3時間以内、3時間以上の5つである。同居、敷地内別居は15分以内に含まれる。

妻本人の育児支援ニーズとして投入した独立変数は、妻本人の年齢、学歴、就業状況、子ども数、最年少のこどもの年齢である。妻の年齢は母親の年齢同様、連続変数として投入する。本人の学歴は、高校卒（小学校・新制中学校、旧制中学校を含む）を基準とし、短大卒（専修学校、高専を含む）、大学卒（大学院を含む）の三つのダミー変数である。就業状況については、就業していないケースを基準とし、常勤、パートのダミー変数として投入した。子ども数、末子の年齢は全て連続変数として投入した。

配偶者の育児サポート力として投入した独立変数は、夫の年齢、学歴、就業状況、帰宅時間、育児参加程度である。学歴は妻の場合と同じ分類のダミー変数である。就業状況に関しては、男性の場合就業していないケース数は少ないため、基準を自営業・家族従業者とし、常勤者を（=1）としている。帰宅時間は夫の育児参加程度と関連している。Nishioka（1998）の分析によると、帰宅時間が早い夫は育児に係わる確率が高くなる。帰宅時間は8時前を基準としたダミー変数である。8時を基準としたのは、こどもが寝る以前に帰宅しないと、育児に係わる事が出来ない為である。夫の育児参加程度は、夫の育児に係わる以下、五つの設問に点数を割り当てその合計点を用いた。設問と点数は、（1）遊び相手をする、（2）風呂に入れる、（3）寝かしつける、（4）食事をさせる、（5）おむつを替える、のそれぞれに対する回答で、（1）毎日・毎回する=5、（2）週3-4回する=4、（3）週1-2回する=3、（4）月1-2回する=2、（5）やったことがない=1、である。

3. 分析

3.1 誰から支援を受けているか

まず、支援内容別に妻が誰から支援を受けているのか、その実態をデータから把握する。支援者の選択肢は前述したように細かく別れているが、便宜上、（1）夫、（2）妻の親、（3）夫の親、（4）その他親族、（5）友人・知人、（6）公的サービス他、（7）その他、の7項目に分類する。

支援内容別に最も支援を期待する第一支援者をグラフ化したのが、図1から図4である。ここでの分析対象は、49歳までの有配偶女性で、子どもを持ち、且つ夫妻どちらかの母親が少なくとも一人は生存している2748人である。図1は、出産育児で困った時に最もよく相談する相手を示している。約半数の女性が「夫」を最も頼りにする相談相手として挙げている。それに続くのが、「妻の親」であり、約3割である。「夫の親」は相談相手としてはあまり頼りにされておらず、5%弱の女性が挙げているにすぎない。これは、「その他親族」や「友人・知人」を選んだ女性の割合とあまり変わらない。過去の分析においても、育児相談や孫の世話などの情緒的な支援に関しては母親と娘の強いつながりが確認されている（人口問題研究所1995）。「第一子出産時の妻の世話」では、「妻の親」が最も大きな支援者である。回答者の約7割が自分の親を挙げている。「夫の親」、「夫」自身は約1割に

過ぎない (図 2)。「平日昼間、第一子が一歳になるまでの世話」では、圧倒的に「その他」の部類が高い (図 3)。これは「その他」の部類に「妻」が分類されているためである。つまり、8 割以上の回答者が自分で面倒を見ていたと回答していることになる。親からの援助に注目すると、この部類に関しては「妻の親」からの援助 4.9 % に対し、「夫の親」からの援助が 5.4 % と「夫の親」の割合が高い。これは「夫の親」と同居しながら就業を継続する女性が多いためと考えられる。図 4 は、妻が病気の際に育児支援を求める相手を示している。この項目では、「夫」が 45 % と高い割合を示している。「妻の親」と回答した者は 20 %、「夫の親」と回答した者は約 12 % である。「その他」が 20 % と比較的高率を示しているのは、「経験がない」という回答者が多かったためである。妻が親から受けた項支援を総合すると、夫を除けば、圧倒的に妻の親に支援を求めていることがわかる。例外は日中のこどもの世話で、これは妻自身が行っている割合が高く、夫の親がそれに続く。

図1 誰から子育て援助を受けているか

